

理 由

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件に関する不利を補正するための交付金に係る基準年度の変更等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。